



くろかわ きよし
黒川 清
日本学術会議会長

私の視点

大阪大学発のバイオベンチャー企業「アンジェスMG」の未公開株を取得していた医学部教授らが、同社の臨床試験に携わっていたことが先月報じられた。報道では、株式市場時にアンジェスMGの求めに応じて株を同社に売り利益を得た教授もいたという。

医師が株式を持ち、それを売却して利益を得ることは違法ではない。とはいえ臨床試験や治験にかかわった医師と製薬会社の間に利

害関係があれば、公正なものであっても結果に疑念が持たれて当然である。大学での研究を生かして起業する大学発バイオベンチャーは透明性を確保し、社会の理解を得られるルールを早急につくる必要がある。

バイオ研究の医薬開発がITなどと根本的に違うのは、治験という医療行為に基づくデータ収集が必須という点である。治験は被験者の安全を守りつつ、新規医療製品の有効性と安全性を正確に評価する重大な社会的使命を担っている。

今年4月から改正薬事法が施行され、大学研究者の臨床研究で得られたデータも、治験の結果と同様に新

薬承認申請に利用できることになった。それゆえ今後は、大学発ベンチャーでの治験にかかわる医師や研究者が株式を保有した場合、「公正な科学的判断」と「経済的利益を得る可能性」という利害が相反する状態に直面し、今回と同様の事態が発生する

ている。対象企業の株を一定額保有する医師や研究者は治験に関与できない。その保有株の上限は、米国食品医薬品局（FDA）の規則では5万ドルで、米国立保健研究所（NIH）のガイドラインではさらに厳しく1万ドルとなっている。後者は大多数の大学医学

部に適応される。これらの医師、研究者は、対象企業と一定額以上のコンサルタント契約や講演料授受などの経済的関係を持つこともできない。違反が発覚した場合は医師、研究者は研究費の申請権が剥奪され、実質的な失脚に追い込まれる。またFDAは、規則に違反した医師、研究者がか

◆ 治験と株保有 強制力ある規制が必要

かわった治験データを除外する権限がある。これは企業側にとっては致命的だろう。最近ほさらに大学や研究機関を母体にした企業の製品の治験に同じ施設の医師、研究者あるいは研究室はかかわれないとの包括的ルールまで検討されている。めにはしばしば開発断念に追い込まれる高いリスクを抱えていることにも配慮が必要だ。米国のルールなどにも学び、治験にかかわる医師、研究者の株式保有の制限や、違反した場合の処置などを定めた強制力のある規則づくりが必要だ。そうしないと社会の理解が得られないだけでなく、研究者も戸惑って意欲をなくし、大学発バイオベンチャーは失速するだろう。

日本では大学発ベンチャーの数を増やすことばかりに力が注がれ、今回のような問題を防ぐルール作りが遅れていた。国際的に通用する企業を育てるためにも臨床データの公正さを疑わせるような事態は避けなければならぬ。一方で、バイオベンチャーは新製品が